

## ラオス六法の読み方（追記）

ラオス六法はアップデートを続けています。ラオスの法律の成立日や施行日については理解が難しい部分があるので、補足として追記します。

### 1 法律制定の流れ（引用条文は 2015 年憲法）

- 1) 国民議会による法律の承認（採択と翻訳されることもある）（52 条、53 条 1 号）  
日本でいう法律の「成立」に当たります。
- 2) 国家主席による法律の公布（国家主席令の形式でされるのが通常）（60 条、67 条 1 号）
- 3) 官報(Official Gazette)への掲載（60 条）
- 4) 原則として官報掲載の 15 日後に法律が発効する（60 条）  
日本でいう法律の「施行」に当たります。個別法に例外規定がある場合もあります。

### 2 公布年

ラオス六法一覧表にある「公布年」とは、前記法律制定の流れ 2) の国家主席令が発布された年を指します。ラオスの国会サイトは法律が公布された年を基準に法律を並べているので、ラオス六法もそれと同様にしています。

### 3 成立日（承認日）

前記法律制定の流れ 1) の法律の成立した日は各法律の日本語訳の冒頭に記載があるのが通常です。例えば現行憲法を見ると「番号 63 / 国民議会 ヴィエンチャン首都、2015 年 12 月 8 日」とあるので成立日は 2015 年 12 月 8 日です。

### 4 施行日（発効日）

法律の施行日は容易には分かりません。ウェブサイトで官報掲載日を確認するほか、各法律の最終規定や関連する国家主席令を個別に調べる必要があります。

官報(Official Gazette)URL: <http://laofficialgazette.gov.la/index.php?r=site/index>

専門家 前田佳行、阿讚坊明孝、鈴木一子、川村仁（JICA 法の支配発展促進プロジェクト）

2021 年 9 月 20 日